

# 台湾税務および投資法令アップデート 2018年10月

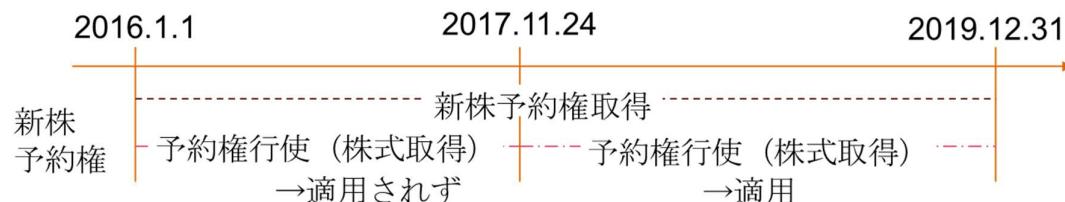


資誠

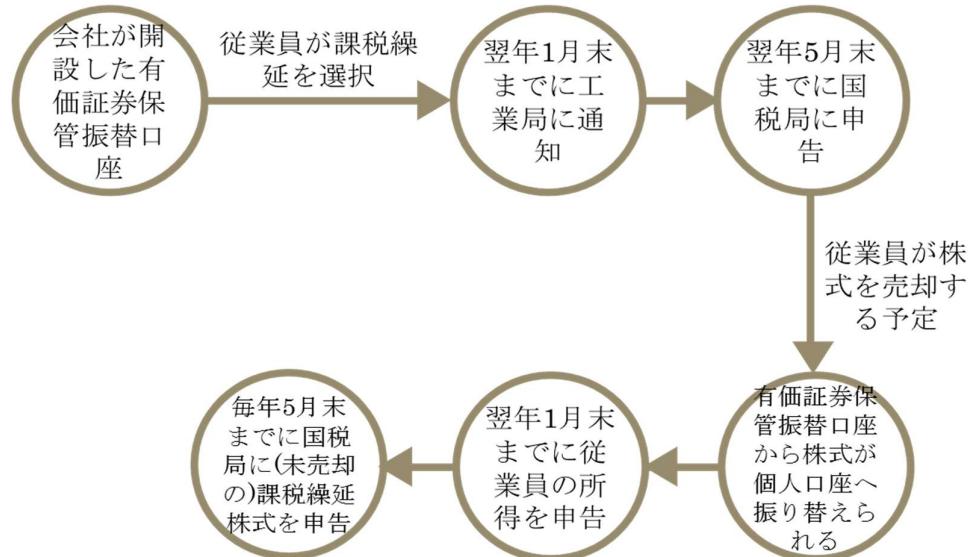
## 所得税法

### 産業創新条例施行細則改正案、株式取得日により従業員報酬の課税繰延規定への適用を認定

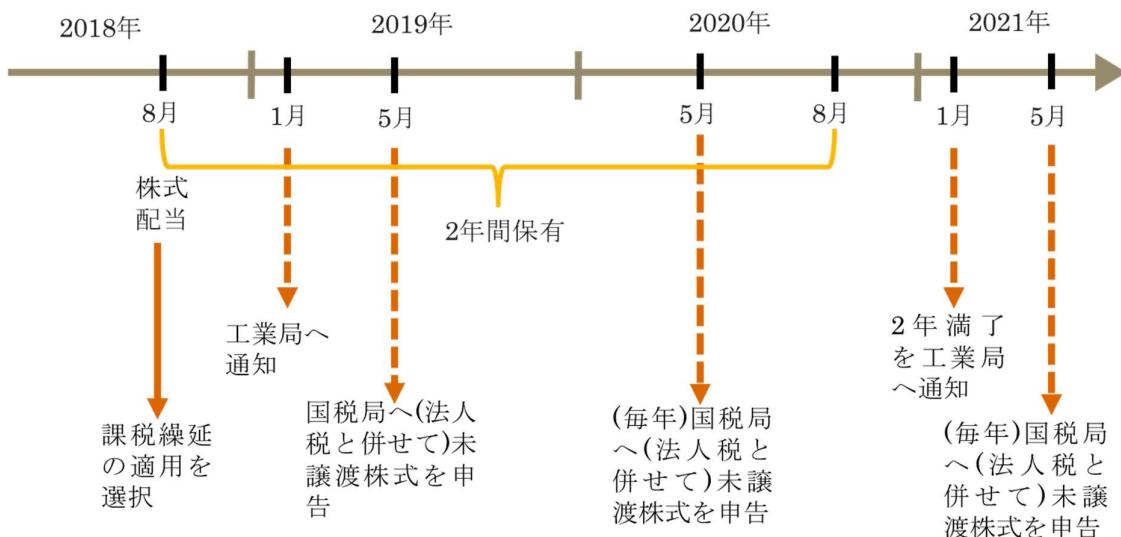
従業員に対する株式報酬については、産業創新条例において一定条件を満たせば当該株式報酬が支給された時ではなく、実際に譲渡した時まで課税を繰り延べができるようになります。2018年6月20日施行の改正法は、従業員に対する株式報酬のインセンティブ効果が十分に発揮されるように「実際の譲渡価格」または「取得日か処分可能となった日の時価」のどちらか低いほうで所得を計算することが認められるようになりました。この度、経済部は2018年9月5日に産業創新条例施行細則の改正案を公告しました。これによれば従業員報酬や自己株式の引受けなどによる株式取得については、前回改正の発効日(2017年11月24日)以降2019年12月31日の間に取得された株式について適用となります。ただし、新株予約権(ストックオプションなど)の場合には、予約権が2016年1月1日以降2019年12月31日までに取得されており、その予約権行使による株式取得が2017年11月24日以降の場合に今回の改正が適用されます。新株予約権について図示すると以下のようになります。



二、課税繰延株式がある場合、会社に必要な作業および流れは以下の通りです。



### 三、従業員報酬の申告スケジュール(譲渡期間に制限がない場合を例とする)



\*課税繰延を選択した場合、株式は会社が開設した有価証券保管振替口座にまとめて保管され、株式が個人口座へ振り替えられた時点で会社は従業員の所得を申告する。

### 行政院が改正「中小企業の研究発展支出の投資控除適用に関する規定」を公布、一部条文を新設・改正

行政院が2018年10月3日に院台經字第1070194861通達を公布し、「中小企業の研究発展支出の投資控除適用に関する規定」の条文の一部を改正しました。改正のポイントをまとめると次の表の通りになります。

項目	説明
「共同研究開発の提携対象」を拡大	中小企業の行う共同研究開発活動について、共同研究開発の提携対象が「国内外の会社」から「国内外の会社、国内外の大学・専門学校・技術学院および研究機構」に拡大されたほか、中央目的事業主管機関にプロジェクトの認定申請を提出しなければならないと改正された。(第6条第3項を改正、2018年1月1日より施行)
「研究開発が行われる場所」を新設	1. 原則：中小企業の行う研究開発活動は、台湾で行われる場合に限り研究開発支出に計上できる。 2. 例外：外部委託される研究開発、共同研究開発活動について、国外の会社、大学・専門学校・技術学院あるいは研究機構が行う部分は、この制限を受けない。(第5条の1を新設。2018年1月1日より施行)

## 会社法

### 改正会社法の発効日を 2018 年 11 月 1 日とするよう経済部が行政院の同意を求める予定

経済部は、「会社法第22条の1の資料申告および管理に関する規定」、「会社法第20条第2項に定める会社の資本金額の一定額および一定規模に関する基準」、「会社法第392条の1第3項の外国語の種類」等を含め、会社法の関連子法の制定または改正を順次予告を行っており、またアジア太平洋マネーロンダリング対策グループ(Asia/Pacific Group on Money Laundering, APG)による審査等に対応するため、改正会社法の発効日を2018年11月1日とするよう行政院の同意を求める予定です。

## 営業税法

### 不動産賃借物件に関する水道光熱費の証憑について

会社が賃借している不動産の水道光熱費は、従来は賃貸人名義でも仕入税額が可能でしたが、財政部の2017年1月12日付台財税字第10500706630号通達によって、2018年7月以降は公共事業者から取得する統一発票に会社(賃借人)の統一番号が記載されている場合に限り、仕入税額控除を申告することができることとなりました。

7月、8月分の営業税申告はすでに終了しており、会社が公共事業者に対して買受人の名義変更をまだ申請しておらず、仕入税額控除を申告した場合は、仕入税額の過大控除による税金納付漏れで罰せられる恐れがあるため、国税局が調査を行う前に更正申告を行うことをお勧めします。



## PwC 台湾 日本企業部コンタクトリスト

氏名	役職	電話番号	E-mail アドレス
<b>パートナー</b>			
奥田健士	パートナー	886-2-2729-6115	kenji.okuda@tw.pwc.com
<b>ディレクター</b>			
王妙五	ディレクター	886-2-2729-6666ext23402	miaw-wuu.wang@tw.pwc.com
<b>シニアマネージャー</b>			
林淑琳	シニア マネージャー	886-2-2729-6666 ext23412	shirley.lin@tw.pwc.com
魏月珍	シニア マネージャー	886-2-2729-6666 ext23410	yueh-tseng.wei@tw.pwc.com
<b>マネージャー</b>			
劉千瑜	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23431	amily.liu@tw.pwc.com
伊藤藍	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23475	ai.ito@tw.pwc.com
洪豪嬪	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23404	kate.h.hong@tw.pwc.com
趙宇愷	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23425	yu-kai.chao@tw.pwc.com
許大修	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23411	dah-hsiu.hsu@tw.pwc.com
白井邦和	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23444	kunikazu.shirai@tw.pwc.com
松室成仁	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23448	naruhi.to.matsumuro@tw.pwc.com

<http://www.pwc.tw/ja.html>

本台灣稅務および投資法令アップデートは読者への参考に供するためのものであり、当事務所が関連の特定テーマについて意見を述べるものではなく、読者は如何なる方針決定の根拠としてはならず、また如何なる権利または利益を主張するために引用してはなりません。本内容は資誠聯合会計師事務所の同意なく、転載、または他の目的に使用してはなりません。何らかの事実、法令、政策に変更が生じた場合、資誠聯合会計師事務所は本台灣稅務および投資法令アップデートの内容を修正する権利が有ります。

© 2018 PricewaterhouseCoopers Taiwan. All rights reserved. PwC refers to the Taiwan member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see [www.pwc.tw](http://www.pwc.tw) for further details.